

平成24年9月12日
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による第16～19号の支援決定について

- 9月1日から12日までの間に行った第16～19号の支援決定^(注)の概要は以下のとおりです。
- 第17号決定は、青森県で初の支援決定です。
- 今月末に、9月末までの支援の状況等について、ご説明の機会を設ける予定です。

➤ 第16号の支援決定に係る事案概要

- ◆ 事業者：宮城県沿岸部のタクシー業者
- ◆ 関係金融機関：県内金融機関等
- ◆ 概要：当該事業者は、タクシー業務の他、行政からの委託により住民の輸送業務も請け負っており、地域住民の足となっていました。津波により営業車両が流出した他事務所も損壊し使用できなくなりました。当社は、事業の本格的な再建に意欲的ですが、震災前の債務の返済が負担となっていることから、当機構により、震災前の債権の買取を実施することとしました。

➤ 第17号の支援決定に係る事案概要

- ◆ 事業者：青森県八戸市の菓子製造事業者
- ◆ 関係金融機関：地域金融機関他
- ◆ 概要：当該事業者は、工場事務所・機械装置が津波を受け、営業車両・商品在庫が流出し多額の被害損失を計上し、生産停止に陥りました。現在は関連会社を設立し小売事業を一部再開しておりますが、今後、新たに土地取得、新工場の建設、生産設備を取得するほか、新製品を開発・販売することなどで早期に売上回復に取り組みます。当機構は、当社の事業再生計画は達成可能性が高いものと判断し、金融機関の債権並びにリース債権を買い取り、債権の劣後化（DDS：デットデットスワップ）を実施し支援することといたしました。

➤ 第18号の支援決定に係る事案概要

- ◆ 事業者：宮城県沿岸部の卸売事業者
- ◆ 関係金融機関：県内金融機関等
- 概要：当該事業者は、漁業資材の総合卸売を行っている業者で、津波により本社施設が損壊、在庫も大半が流出し、人的被害も被っています。事業者は金融機関の支援によって早期に事業を再開し、地域の漁業者に製品を販売していますが、震災前債権の返済が負担となっています。当機構が震災前の債権を買い取り、経営の安定化が図れる見込みがついたことから、支援決定を行いました。

- 第19号の支援決定に係る事案概要
- ◆ 事業者：宮城県沿岸部の水産加工業者
 - ◆ 関係金融機関：県内金融機関等
 - ◆ 概要：当該事業者は、津波により在庫が全て流出し、生産設備に甚大な被害を受けたことから、一時操業を停止していましたが、現在は一定の生産ラインを確保し事業を再開しています。当社には、生産設備を本格的に再構築することで、地域の産業を守り雇用を確保していくという強い意志があり、当機構が震災前の債権を買い取ることで、財務基盤の安定化が図れる見込みがついたことから、支援決定を行いました。

(注) 支援決定とは、当機構が、根拠法第19条の規定に基づき、事業者の方から再生支援の申込みを受けた場合に、機構として債権買取り等の再生支援を行うことを決定するものです。当機構は支援決定後、同条第20条の規定に基づき、関係金融機関等に対して債権買取申込み等の求めを行い、全ての関係金融機関等から申込み等があったときに同法第22条に基づく買取決定を行って、支援の実行に移ります。

【参考資料】当機構の相談受付・支援決定に向けた作業の状況

(9月12日時点)

相談・依頼受付件数	604件(+39)
① 制度に関する質問等で説明や助言等で一旦は終了しているもの	うち221件(+9)
② 支援に関する相談に入っているが待機中のもの (例えば事業を再開する用地の見通しがついた段階で、当機構での具体的な相談を進めていきたいという事業者の意向で、現在待機の状態となっているもの)	うち192件(+16)
③ 事業者や金融機関と具体的な協議を行っているもの	うち83件(+11)
④ ③の調整を経て、支援決定に向けた最終調整を行っているもの	うち89件(-1)
⑤ 支援決定を行ったもの	うち19件(+4)

※ () の数字は8月31日時点からの増減

本件に関するお問い合わせ先
 (株)東日本大震災事業者再生支援機構 東京本部 企画調整室 (担当：石田、加藤)
 Tel : 03 - 6268 - 0132
 Fax : 03 - 3218 - 3719